

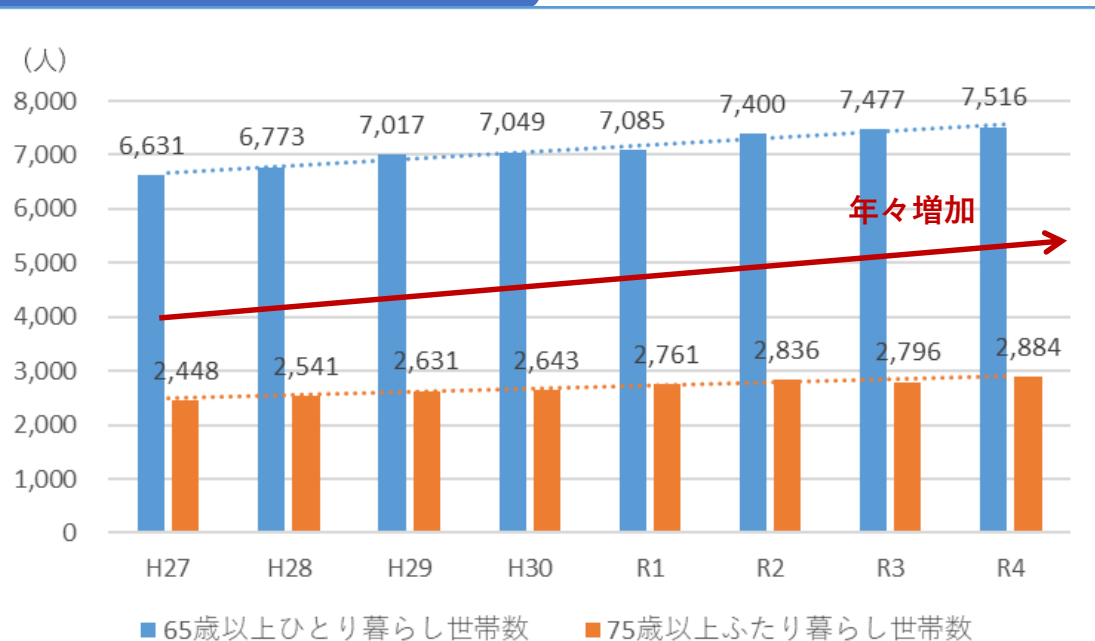
持続可能な権利擁護支援モデル事業 の実施について（案）

(1) 本事業に取り組む背景

- 山口市では、65歳以上ひとり暮らし世帯が約7,500世帯、75歳以上ふたり暮らし世帯が約2,900世帯あり、高齢者の単身世帯など、高齢者のみの世帯が年々増加。
- 山口市成年後見センターでは、身寄りのない高齢者や精神上の障がいのある方から将来を心配しての様々な相談を受けている。
(例) 認知症になった場合の金銭管理、死後の手続き・葬儀・残存家財の処分、ひとり暮らしが難しくなった場合等の住まいの確保(身元保証サービス) など
- 判断能力が不十分な身寄りのない人の金銭管理や権利擁護支援については、地域包括支援センター職員や民生委員による見守り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用などにより対応してきたが、これまでの権利擁護支援策だけでは、身寄りのない人が抱える多様な課題への対応が難しくなっている。
- 全ての市民が、判断能力が不十分な状態になっても地域社会に参画し、その人らしい生活が継続できるように、本人の意思・希望を前提とした新たな権利擁護支援策を検討する必要がある。

高齢者のみの世帯の推移

山口市高齢者保健福祉実態調査による実績



身寄りのない人が抱える課題

- 治療方法、入所・入居契約の説明時など、いざというときに頼る人がいない
- 緊急連絡先がない(身元引受人がいない)
- 日常的な金銭管理やお世話をする人がいない
- 死後の手続き、財産・遺品整理をする人がいない

→本人に望ましい生活や必要な手続き・サービスの提供ができていない可能性

(2) 計画の位置づけ

- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～8年度）において、「権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」と定義。
- また、「成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」を位置づけ、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進めることとされた。
- 市の成年後見制度利用促進基本計画の施策「権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築」において、地域連携ネットワークを構成する関係団体と役割分担し、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の促進と機能強化を図ることとしている。

国第二期基本計画（抜粋）

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

また、専門家会議において、市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘や、成年後見制度利用支援事業の見直しに関する指摘もされている。国は、こうした指摘も踏まえ、これらの権限・事業についても見直しに向けた検討を行う（成年後見制度利用支援事業については2（2）③イ参照）。

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

(3) 本事業で目指す方向性

- 国は第二期基本計画に基づき、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築するため、令和4年度から「持続可能な権利擁護支援モデル事業」（自治体への補助事業）を実施。→新たな権利擁護支援体制のルールづくり
- 本市では、令和5年度から、国モデル事業のテーマ②「**簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組**」に応募し、成年後見制度利用の一步手前の人や、日常生活自立支援事業などの制度・事業の狭間にある身寄りのない人への支援の課題について、多様な主体がそれぞれの特性を活かして役割分担・連携して対応する、山口市版の持続可能な権利擁護支援の仕組み構築を目指す。（令和5年度予算要求額：100万円）

事業内容

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

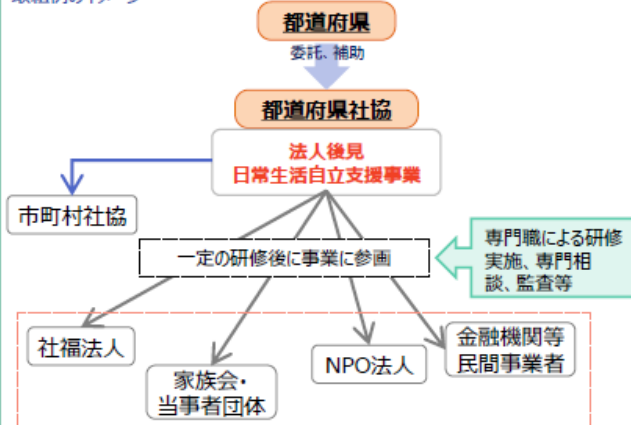
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり5,000千円
<補助率> 3/4

令和4年度は全国で5市1町がモデル事業（テーマ②）を実施

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

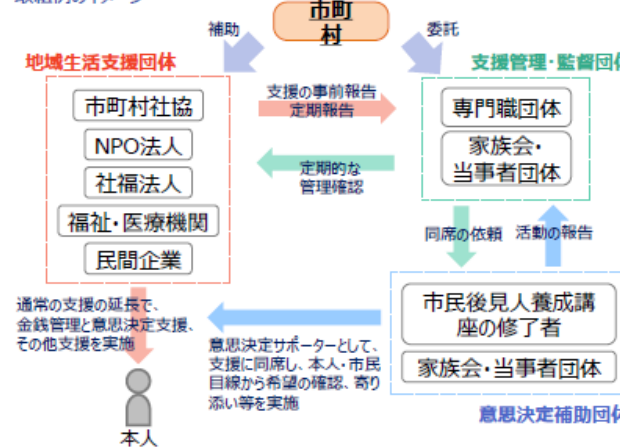
取組例のイメージ



テーマ①

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

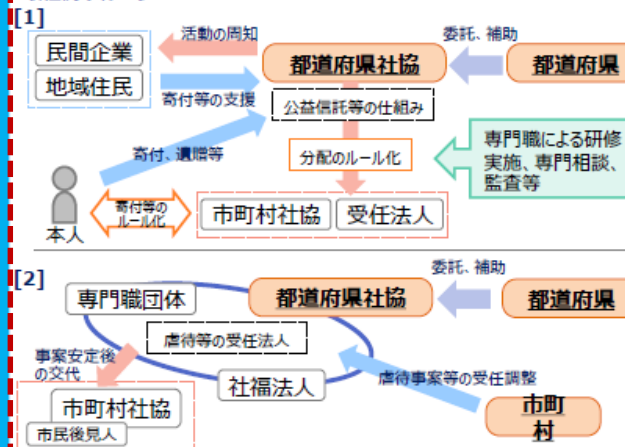
取組例のイメージ



テーマ②

③ 寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組

取組例のイメージ



テーマ③

本市が目指す方向性

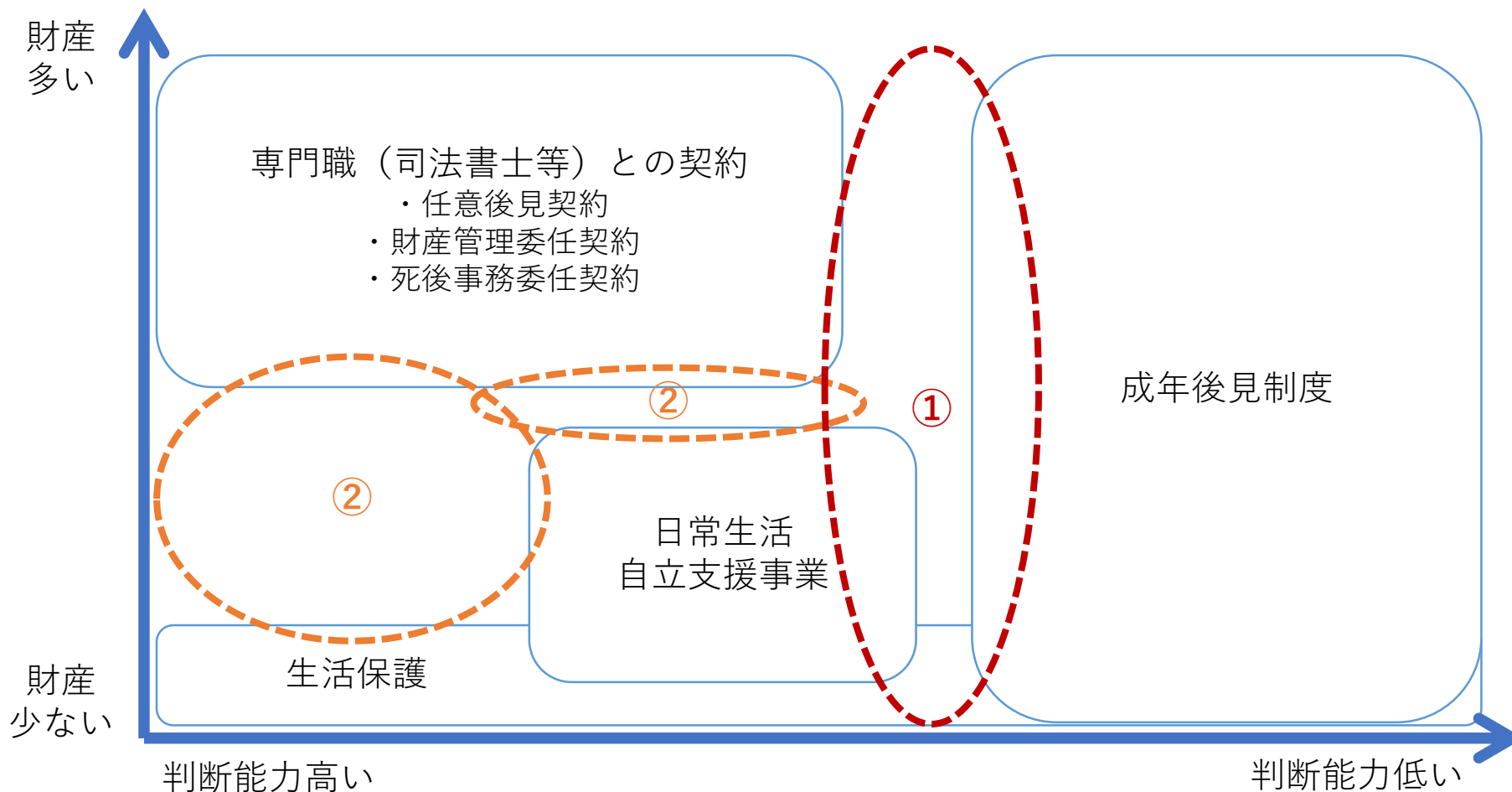
(4) 権利擁護支援に関する制度・事業の概要

- 金銭管理を含む権利擁護支援に関する制度・事業はあるが、認知症高齢者の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、現行の制度・事業では対応できない場合が想定される。

	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業	任意代理契約 （財産管理委任契約等）
法的根拠	民法（法務省）	社会福祉法（厚生労働省）	民法上の委任契約
対象者（本人）	判断能力が不十分な方	判断能力が十分でないが、本事業の契約内容について理解することができ、なおかつ利用したいという意思がある方	契約の内容について理解することができる方
援助者	成年後見人等 （親族、専門職、法人等）	市社会福祉協議会	任意の契約相手
援助者の選び方	本人が選べない （家庭裁判所が選任する）	本人が選べる （本人が市社協との契約を希望する）	本人が選べる
援助内容	・財産管理等の法律行為（代理、取消） ・身上保護	・福祉サービス利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス	任意の内容で財産管理等を委任する
期間	本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで	原則、1年契約（自動更新）	任意
意思決定支援	成年後見人等による （身上配慮義務・意思尊重義務あり）	生活支援員が援助する中で本人の意向を確認する	規定等はない
監督機関	家庭裁判所 （専門職監督人の選任含む）	山口県社会福祉協議会 山口県福祉サービス運営適正化委員会	なし
費用	明確でない （家庭裁判所が本人の資産状況等を考慮して成年後見人等の報酬を決定する）	日常的金銭管理：1回（1時間程度） 1,870円（生保無料） 書類等預かり：年間6,300円	任意

(5) 本事業で想定するターゲット層

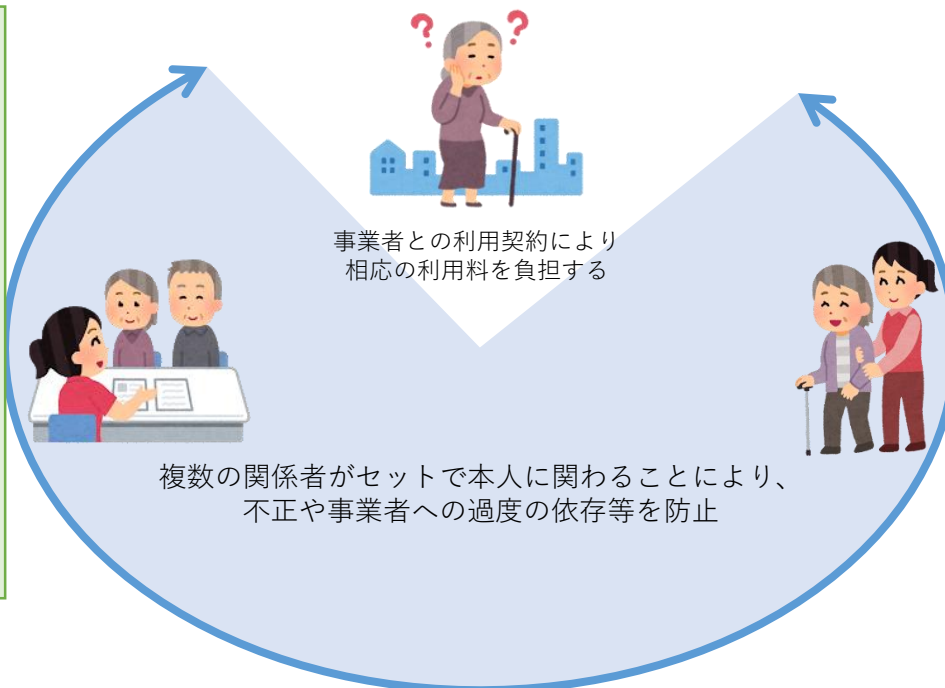
- 本事業では、今後、権利擁護支援のニーズが高まると考えられる「身寄りのない市民」を対象者として想定。
- その中で、成年後見制度利用の一手手前の人（図①）、日常生活自立支援事業などの制度・事業の狭間にある人（図②）などを想定。
（例）意思決定支援や緊急連絡先対応により本人の課題が解決するケース（図①）、本人が信頼する事業者での金銭管理等を希望されるケース（図②）、身体上の障がい等により金銭管理等を必要とするが財産が少ないケース（図②）
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象者と重なり合う部分もあるが、本人の意思の尊重、本人の状況に適した支援といった観点から、多様な支援の選択肢を用意することが重要。



(6) 事業イメージ

- 国モデル事業の「**簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組**」をもとに、①本人の意思決定を支援する（仮称）意思決定サポーター、②金銭管理などの生活支援サービスを提供する事業者、③サービス実施状況を監督する専門職の3者がそれぞれの立場により、本人が有する能力を発揮し、適切なサービスを受けられる方策等を検討する。
- 複数の関係者がセットで本人に関わることにより、不正や事業者への過度の依存等を防止する。

本人（対象者）



②生活支援サービス事業者

【サービス内容】

- 日常的な金銭管理（限度額設定）
- 利用料等支払い手続き援助
- 緊急連絡先対応
- 重要な説明や契約時の立会い
- 病院受診時や入院時のお手伝い
- 葬儀、残存家財の処分
- 終活支援 など

【想定候補者】

- 介護保険サービス事業者
- 障害福祉サービス事業者
- 相談支援機関
- 金融機関 など

報告・相談

①(仮称)意思決定サポーター

【役割】

- 訪問等により本人を見守り、本人に必要な情報を提供し、本人の望む生活について一緒に考える。
- 必要に応じて本人の望む生活に向けた支援を行う。（買い物や預金の引き出しへの同行、書類の作成・提出補助など）

【想定候補者】

- 当事者団体の方
- 福祉関係者
- 関係講座の受講者 など

→将来、市民後見人として活動することも想定

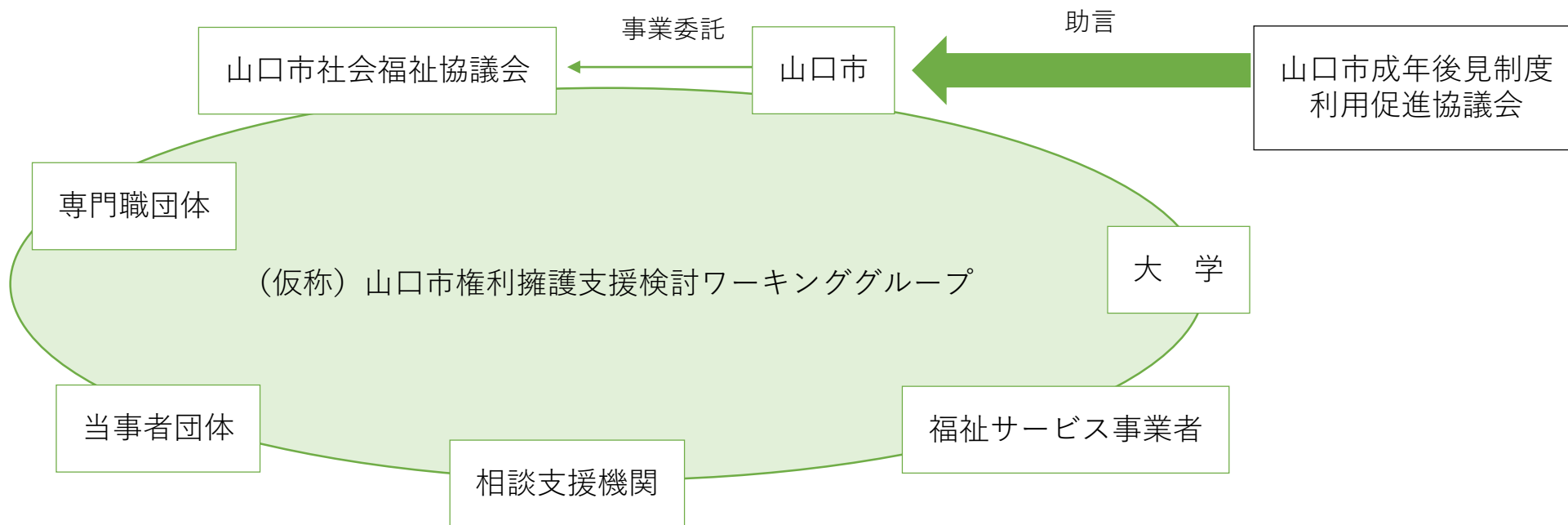
報告・相談

③権利擁護・金銭管理に精通した専門職等

- 事業者による金銭管理等が適切に行われるように監督する。
- 重大な意思決定、法的課題等について、助言や必要な支援を行う。

(7) 実施体制（検討ワーキンググループの設置）

- 本事業を検討する体制として、令和5年度に、山口市成年後見制度利用促進協議会の部会として、（仮称）山口市権利擁護支援検討ワーキンググループを設置する。
- ワーキンググループは、権利擁護支援・成年後見制度に関し、学識経験や専門知識を有する者、法律の専門知識を有する者、権利擁護支援の相談・実務に関わる者等により構成予定。
- ワーキンググループの運営など、本事業の一部を山口市社会福祉協議会に委託予定。



山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱（抜粋）

（部会の設置）

第8条 協議会は、成年後見制度の利用の促進に関し具体的な課題の検討、調整等を行うため、部会を設置することができる。

2 部会は、協議会の委員が所属する団体等の関係者をもって構成する。

3 部会の設置、所掌事項及び構成に関し必要な事項は、協議会で決定する。

(8) 検討ワーキンググループの所掌事務及び構成

所掌事務

1. 身寄りのない人等への支援体制の構築に関すること
2. 市民後見人等の養成を見据えた意思決定支援の普及啓発に関すること
3. その他、持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりに関すること

構成

区分	構成員候補
学識経験を有する者	大学教授
法律の専門知識を有する者	弁護士
権利擁護支援の専門知識を有する者	弁護士、司法書士、社会福祉士 等
権利擁護支援の相談・実務に関わる者	地域包括支援センター、相談支援事業所 介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者 当事者団体 等
山口市社会福祉協議会職員	生活相談課
山口市職員	高齢福祉課（成年後見センター） 障がい福祉課 地域福祉課

※検討内容により参加者を変更する柔軟な組織とすることを想定

(9) 想定スケジュール

- モデル事業として3年間（令和5年度～令和7年度）実施することを想定。
- 主に①生活支援サービス提供の仕組みづくり、②意思決定支援の普及啓発を進める。

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
① サービス提供 の仕組みづく り	ニーズ調査・仕組み検討				実証事業	
② 意思決定支援 の普及啓発	研修等					
	サポーター候補者検討				サポーター 制度検討	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討ワーキング ● 介護サービス事業者等へのアンケート ● 相談支援機関、専門職団体等へのヒアリング ● 福祉関係者、当事者団体等への研修会等 		<ul style="list-style-type: none"> ● 検討ワーキング ● ニーズ調査 ● 福祉関係者、当事者団体等への研修会等 		<ul style="list-style-type: none"> ● 検討ワーキング ● 実証事業、制度検討 ● 福祉関係者、当事者団体等への研修会等 	